

# 気候関連開示（公開草案） 産業別開示要求 【クルーズ会社（TR-CL）産業編】

2022年6月

SSBJ設立準備委員会 事務局

※不許複製・禁無断転載：  
公開草案の原文及び日本語仮訳は、IFRS財団の著作物となります。  
複製及び使用の権利は厳しく制限されております。

- ❖ 本資料は、2022年3月31日にIFRS財団から公表されたIFRS S2号公開草案「気候関連開示」の付録B「産業別開示要求」のうち、クルーズ会社 (TR-CL) 産業に関連する部分の概要についてご説明することを目的としています。
- ❖ 本資料では、当該付録B「産業別開示要求」に関し、以下の事項について記載しています。
  - ▶ 産業別開示要求の構成
    - ▶ 指標の技術的プロトコル（定義、範囲、適用及び調製に関するガイダンス）において、「shall（～しなければならない）」「shall not（～してはならない）」と記載されている事項を太字で記載しています。
    - ▶ 上記以外の事項でも、当該事項に即した開示を行うに際して特に有用であると当事務局が判断した事項を記載しています（そのため、すべての事項について記載しているわけではありません）。
  - ▶ 産業別指標を開示するまでの流れ

本資料は、IFRS財団のホームページにおいて公表された当該付録B「産業別開示要求」の日本語仮訳をもとに、SSBJ設立準備委員会事務局が作成したものです。

本資料における意見に係る部分は、あくまでも当委員会のスタッフ個人の見解であり、当委員会の公式見解ではございません。

## S2基準案の付録B「産業別開示要求」は、産業ごとに以下が記載されている

<b>産業の説明</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 関連するビジネスモデル、基礎となる経済活動、一般的なサステナビリティ関連の影響 (impacts) 及び依存関係 (dependencies)、並びに当該産業への参加に特徴的な他の共有される特徴を定義することにより、適用範囲を明確にすることを意図している</li></ul>
<b>開示トピック及びトピックサマリー</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 開示トピックとは、特定の産業内の企業によって行われる活動に基づいて、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会を定義するもの</li><li>❖ 経営又は経営の失敗が企業の企業価値にどのように影響するかについての簡単な説明 (トピックサマリー) が含まれる</li></ul>
<b>指標</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 開示トピックに付随し、個別に又は1セットの一部として、特定の開示トピックのパフォーマンスに関する有用な情報を表示するように設計されている</li></ul>
<b>技術的プロトコル</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 定義、範囲、適用及び調製に関するガイダンスを提供する</li></ul>
<b>活動指標</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 企業による特定の活動又はオペレーションの規模を定量化するもの</li><li>❖ データを正規化して比較を容易にするため、指標と組合せて使用することを意図している</li></ul>

**産業名  
(68産業)**

衣服、装飾品及び履物

**産業の説明**

産業に関する記述

「衣服、装飾品及び履物」産業には、男性用、女性用及び子供用の衣類、ハンドバッグ、宝石、時計及び履物を含むさまざまな製品の設計、製造、卸売及び小売に関わる企業が含まれる。製品の大部分が新興市場のベンダーによって製造されることにより、この産業に属する企業が主として設計、卸売、販売促進、サプライ・チェーンの管理及び小売といった活動に焦点を当てることを可能にしている。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

**開示トピック**

**指標**

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
	優先原材料の調達に関連する環境及び社会リスクの記述	説明及び分析	該当なし	CG-AA-440a.1
原材料調達	環境又は社会サステナビリティ基準（又はこの両方）の第三者認証を受けた原材料の割合（基準ごとに）	定量	重量ごとのパーセンテージ(%)	CG-AA-440a.2

「衣服、装飾品及び履物」産業は、綿、革、羊毛、ゴム、並びに貴重な鉱物及び金属など、最終製品の主要なインプットとして多数の原材料に依存している。

気候変動、土地利用、資源不足、及び当該産業のサプライ・チェーンが事業を展開する地域での紛争に関連するサステナビリティの影響(impacts)は、産業において原材料を調達する能力をこれまで以上に形成している。

潜在的な原材料不足、供給停止、価格変動及び風評リスクを管理する企業の能力は、透明性に欠けることが多いサプライ・チェーンを通じて地理的に多様な地域から原材料を調達するため、さらに困難になっている。

この問題の効果的な管理を行わないことは、**利益の減少、収益成長率の抑制又は資本コストの増加（又はこれらのすべて）につながる**可能性がある。さまざまな原材料を調達することに関連するリスクの種類に応じて、サプライヤーへの関与、透明性の向上、認証基準の使用又は革新的な代替原材料の使用（又はこれらのすべて）を含め、さまざまな解決策が必要になる可能性がある。

最も積極的な企業は、**ブランドの評判を向上させ、新しい市場機会を開拓する一方で、価格変動や潜在的な供給停止にさらされるリスクを減らす**可能性が高い。

コード： CG-AA-440a.1	指標： 優先原材料の調達に関連する環境及び社会リスクの記述	測定単位： 該当なし
1  1.1	<p>優先原材料の調達から生じる環境及び社会リスクを管理するための戦略的アプローチを説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 優先原材料：企業の主要製品に不可欠なもの</li> <li>• 主要製品：過去3会計年度のいずれかにおいて連結売上高の10%以上を占めたもの</li> </ul>	
2	企業が優先原材料をどのように識別したかに関する方法を含める	
4	優先原材料は、当該原材料を直接購入したか、サプライヤーを通じて購入したかに関わらず開示する	
7	<p>綿花を優先原材料の一つとして識別した場合、以下を説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 水ストレスのある綿花栽培地域に対する脆弱性</li> <li>• これらの地域から綿花を調達することによる価格変動のリスクをどのように管理しているか</li> </ul>	

コード	活動指標	カテゴリー	測定単位
CG-AA-000.A	(1)Tier 1サプライヤーの数	定量	数
	(2)Tier 1の先のサプライヤーの数	定量	数

- Tier 1サプライヤー：報告企業と直接取引するサプライヤー
- Tier 1の先のサプライヤー：報告企業のTier 1サプライヤーにとって重要なサプライヤー

Tier 1の先のサプライヤーのデータが仮定、見積り、又は他の不確実性を含む方法に基づいているかを開示しなければならない

# 気候関連の産業別指標を開示するまでの流れ(1)

## 適切な産業の 選択

- ❖ S2基準案の付録B「産業別開示要求」B1巻からB68巻は、SASBスタンダードの「Sustainable Industry Classification System®」(SICS®)のうち、気候関連の指標がある**11セクター・68産業**で編成されている
- ❖ 企業は、単一又は複数の産業を識別しなければならない (S2基準案 B8項)
- ❖ 企業が複数の産業にまたがる可能性が高い、幅広い活動に参加している場合、複数の産業別要求事項を適用する必要がある可能性がある (S2基準案 B9項)

## 重大なリスク 及び機会の識別

- ❖ 企業は、企業がさらされている**重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会**を識別し、記述しなければならない (S2基準案 第9項(a))
- ❖ その際に、企業は、産業別開示要求 (付録B) 中の「**開示トピック**」(特定の産業のリスク又は機会が定義されている)を参照しなければならない (S2基準案 第10項)

## 指標の特定

- ❖ 企業は、「戦略」に関する要求事項を満たすための開示を作成する際、産業横断的指標カテゴリー及び**開示トピックを伴う産業別指標の適用可能性**を参照し、考慮しなければならない (S2基準案 第11項)
- ❖ 一般目的財務報告の利用者が、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会を企業がどのように測定し、モニタリング及び管理するのかについて理解できるよう、企業は、**付録 B「産業別開示要求」において定められている産業別指標を開示**しなければならない (S2基準案 第19項、第20項(b))
- ❖ 企業は、企業がさらされている**気候関連のリスク及び機会を適正に表示する**という視点を持って、関連するフルセットの産業別要求事項を**すべて参照**しなければならない (S2基準案 B16項)

(次頁に続く)



# 気候関連の産業別指標を開示するまでの流れ(2)

(前頁からの続き)

指標の特定

- ❖ 定量的情報の開示に係る産業別要求事項が、産業横断的指標カテゴリー（S2基準案 第21項(a)から(e)）に関連する開示の要求事項を満たすか確認し検討しなければならない（S2基準案 付録B B15項）

産業横断的指標カテゴリー  
（S2基準案 第21項）

- (a) 温室効果ガス排出
- (b) 移行リスク
- (c) 物理的リスク
- (d) 気候関連の機会
- (e) 資本投下
- (f) 内部炭素価格
- (g) 報酬

産業横断的指標カテゴリーの開示に  
用いられる産業別指標の例

- (c)物理的リスク  
農産物産業における、水ストレスのある地域から供給される主要作物の割合
- (d)気候関連の機会  
化学製品産業における、使用段階の資源効率を考慮して設計された製品から生じた売上高

重要性  
(Materiality)

- ❖ 企業は、特定された指標及び目標が企業の企業価値を評価する上で情報の利用者にとって重要性がある（material）と結論付けた場合、特定の要求事項に関連する情報を開示しなければならない（S2基準案 付録B B6項）
- ❖ IFRSサステナビリティ開示基準で要求される特定の開示に重要性がない（not material）場合には、提供する必要はない（S1基準案 第60項）

クルーズ会社  
Cruise Lines  
(TR-CL)

「クルーズ会社」産業には、遠洋クルーズ及びリバー・クルーズを含む、旅客輸送及びレジャーの娯楽を提供する企業が含まれる。

この産業は、少数の大規模な企業が支配的である。

クルーズ会社は、贅沢なリゾート体験を何千もの旅客に同時に提供することを目指す。

「クルーズ会社」産業は、旅行産業の中で最も成長しているセグメントであることが多いものの、景気と強く連動する。

開示トピック	コード	会計指標
温室効果ガス排出	TR-CL-110a.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>グローバルでのスコープ1総排出</li> </ul>
	TR-CL-110a.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>スコープ1 排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減の目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明</li> </ul>
	TR-CL-110a.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)エネルギー総消費量</li> <li>(2)重油の割合</li> <li>(3)陸上電力供給 (OPS) の割合</li> <li>(4)再生可能エネルギーの割合</li> </ul>
	TR-CL-110a.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>新船の平均エネルギー効率設計指標 (EEDI)</li> </ul>

クルーズ会社は、主に船舶のエンジンでディーゼル燃料の燃焼から排出を発生する。燃料コストの上昇及び温室効果ガス（GHG）規制の強化により、この産業における重油（「バンカー燃料」）への依存は、重要性がある（material）懸念材料となっている。新しい環境規制は、より燃料効率の高いエンジンの採用及びよりクリーンな燃焼燃料の使用を推進している。

燃料は、産業のプレイヤーにとって主な支出であり、燃料効率を向上させるための性能向上（upgrade）又は改修への投資にさらなるインセンティブを与えている。さらに、GHG規制に違反した場合、**罰金及びコンプライアンス・コストが発生する**可能性がある。

コード： TR-CL-110a.1	指標： グローバルでのスコープ1総排出	測定単位： CO <sub>2</sub> 換算メートルトン(t)
1	<p>京都議定書において対象とされる 7 種類の温室効果ガス (GHG) のグローバルでのスコープ 1 の温室効果ガス (GHG) の大気への総排出を開示する</p> <p>※7 種類の温室効果ガス：二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF<sub>6</sub>)、三フッ化窒素 (NF<sub>3</sub>)</p>	
1.1	<p>すべてのGHG排出は、CO<sub>2</sub>換算メートルトン単位で合算して開示する</p> <p>公開されている 100年間の時間軸の地球温暖化係数 (GWP: global warming potential) の値に従って計算する</p>	
1.2	<p>総排出：オフセット、クレジット又はその他の類似した排出削減若しくは排出補償のメカニズムを考慮する前の、大気中に排出されたGHG</p>	
2	<p>スコープ 1 排出は、世界資源研究所 (WRI) 及び持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD) によって公表された「温室効果ガスプロトコル：企業会計及び報告基準 (GHG プロトコル)、2004 年 3 月改訂版」に従って計算する</p>	
2.2	<p>GHG排出データは、報告企業が財務報告データを連結する方法に従って連結及び開示する</p>	
4	<p>現在の CDP又は他の企業への GHG 排出の報告方法 (例：国の規制上の開示プログラム) が、範囲及び使用した連結アプローチの点で異なる場合、企業はそれらの排出を開示する場合がある</p> <p>その場合であっても、主要な開示は上述のガイドラインに従う</p>	

コード： TR-CL- 110a.2	指標： スコープ1排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減の目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明	測定単位： 該当なし
1	スコープ 1 温室効果ガス (GHG) 排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画について説明する	
1.1	スコープ 1 排出は、世界資源研究所 (WRI) 及び持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD) によって公表された「温室効果ガスプロトコル：企業会計および報告基準 (GHG プロトコル)、2004 年 3 月改訂版」において定義される	
1.2	<p>範囲には京都議定書において対象とされる7種類の温室効果ガスが含まれる</p> <p>※7 種類の温室効果ガス：二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF<sub>6</sub>)、三フッ化窒素 (NF<sub>3</sub>)</p>	

コード： TR-CL- 110a.2	指標： スコープ1排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減の目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明	測定単位： 該当なし
2	<p><b>排出削減目標について説明する</b></p> <p><b>関連する場合は、以下を含め、目標に対するパフォーマンスを分析する</b></p>	
2.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出削減目標の範囲</li> </ul>	
2.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標が絶対量ベース又は原単位ベースのいずれであるか</li> <li>目標が原単位ベースの目標である場合は指標の分母</li> </ul>	
2.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準年に対する削減率 (基準年とは、目標の達成に向けて排出について評価する最初の年を表す)</li> </ul>	
2.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>削減活動のタイムライン (開始年、目標年及び基準年を含む)</li> </ul>	
2.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標を達成するためのメカニズム</li> </ul>	
2.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標年の排出量又は基準年の排出量が遡及的に再計算された (又は再計算される可能性がある)、すべての状況</li> <li>目標年又は基準年が再設定された、すべての状況</li> </ul>	



コード： TR-CL- 110a.2	指標： スコープ1排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減の目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明	測定単位： 該当なし
3	<p>計画又は目標（又はこの両方）を達成するために必要な活動及び投資について説明する</p> <p>計画又は目標（又はこの両方）の達成に影響を与える（affect）可能性のあるリスク又は制限要因について説明する</p>	
4	<p>戦略、計画又は削減目標（又はこれらの複数のもの）の範囲について説明する</p> <p>（例：それらがどのようにさまざまな事業単位、地域又は排出源に関連しているか）</p>	
5	<p>戦略、計画又は削減目標（又はこれらの複数のもの）が、排出制限又は排出報告ベース（又はこの両方）のプログラム又は規制に関連している（related to）か又は関係している（associated with）かを説明する</p> <p>（例：EU 域内排出量取引制度、ケベック州キャップ・アンド・トレード制度、カリフォルニア州キャップ・アンド・トレード・プログラム）</p>	
6	<p>戦略、計画又は削減目標（又はこれらの複数のもの）の開示は、報告期間中に進行中（活動中）であった又は完了した活動に限定する</p>	

コード： TR-CL- 110a.3	指標： (1)エネルギー総消費量	測定単位： ギガジュール(GJ)
1	消費したエネルギーの総量をギガジュール (GJ) 単位で集計して開示する	
1.1	すべての供給源からのエネルギーを含める <ul style="list-style-type: none"> <li>• 企業の外部の供給源から購入したエネルギー</li> <li>• 企業が自ら生産した (自己生成の) エネルギー</li> </ul>	
1.2	報告期間中に企業が直接消費したエネルギーのみを含める	
1.3	燃料及びバイオ燃料からのエネルギー消費量を計算する際には、以下のいずれかに方法に基づき、総発熱量 (GCV) とも呼ばれる高位発熱量 (HHV) を使用する <ul style="list-style-type: none"> <li>• 直接測定する方法</li> <li>• 気候変動に関する政府間パネル (IPCC) から取得する方法</li> </ul>	

コード： TR-CL- 110a.3	指標： (2)重油の割合	測定単位： パーセンテージ (%)
2	消費した重油から供給されたエネルギーの割合を開示する	
2.1	重油：蒸留燃料油及び軽質炭化水素が精製オペレーションで留去された後に残る重質油と定義	
2.2	この割合は、重油の消費量をエネルギー総消費量で除して計算する 計算式の例：重油の消費量 ÷ エネルギー総消費量	

<p>コード： TR-CL- 110a.3</p>	<p>指標： (3)陸上電力供給（OPS）によるエネルギーの割合</p>	<p>測定単位： パーセンテージ（%）</p>
<p>3</p>	<p>消費した、陸上電力供給（OPS）によるエネルギーの割合を開示する</p>	
<p>3.2</p>	<p>この割合は、OPS 消費量をエネルギー総消費量で除して計算する 計算式の例：OPS消費量 ÷ エネルギー総消費量</p>	

コード： TR-CL- 110a.3	指標： (4)再生可能エネルギーの割合	測定単位： パーセンテージ (%)
4	消費した再生可能エネルギーの割合を開示する	
4.1	再生可能エネルギー：枯渇率以上のペースで補充されるエネルギー源からのエネルギーと定義 (例、地熱、風力、太陽光、水力、バイオマス等)	
4.2	この割合は、再生可能エネルギー消費量をエネルギー総消費量で除して計算する 計算式の例：再生可能エネルギーの消費量 ÷ エネルギー総消費量	

コード： TR-CL- 110a.3	補足事項
5	<p>この開示で報告するすべてのデータに対して、換算係数を一貫して適用する</p> <p>例：燃料使用量（バイオ燃料を含む）のHHVの使用やキロワット時（kWh）のGJへの変換</p>

コード： TR-CL- 110a.4	指標： 新船の平均エネルギー効率設計指標 (EEDI)	測定単位： トン海里当たりのCO <sub>2</sub> グラム数
1	新船の平均エネルギー効率設計指標 (EEDI) をトン海里当たりの二酸化炭素のグラム数で開示する	
1.1	EEDI値：設置電力、特定の燃料消費量及び炭素変換の積を利用可能容量と設計荷重での船速の積で除した値	
1.2	報告期間中に企業のフリートに追加されたすべての新船の EEDI 値の単純平均値として平均 EEDI を計算する	
1.2.1	新船は 2013 年以降に建造され、国際海事機関 (IMO) が EEDI を指標として採用している船に限る	
1.3	IMO MEPC 66/21 / Add.1、Annex 5、2014 Guidelines on the Method of Calculation of the Attained Energy Efficiency Design Index (EEDI) For New Ships.に概説されている計算方法に従う	

コード	活動指標	カテゴリー	測定単位
TR-AL-000.A	利用可能な下寝台距離 (ALB-KM)	定量	ALB-KM
TR-AL-000.B	平均旅客クルーズ日数 (APCD)	定量	APCD
TR-AL-000.C	船員数	定量	数
TR-AL-000.D	クルーズ船旅客	定量	数
TR-AL-000.E	船舶寄港回数	定量	数

- 利用可能な下寝台(ALB)：クルーズ船の定員を示す測定値  
通常は利用可能なキャビン当たり2名を想定  
フリートのサイズ、旅程、乗客数の変化についても考慮する  
利用可能な下寝台距離 (ALB-KM) は、各航路のALBにその航路の移動距離を乗じて計算する
- 平均旅客クルーズ日数 (APCD)：船上の利用可能な下寝台数に、報告期間中にそれらの下寝台が旅客に利用可能な日数を乗じて計算
- 船員：報告期間中に企業の船舶で働く従業員（正社員及び契約社員を含む）
- クルーズ船旅客：企業の船舶に乗船している旅客（船員は含まない）



